

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月11日

広島県公安委員会

委員長 西野泰代

## 広島県公安委員会規則第12号

### 広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則

(広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第1条 広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年広島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条並びに広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年広島県条例第38号。以下「情報通信技術利用条例」という。)及び広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年広島県規則第67号。以下「情報通信技術利用規則」という。)の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 公安委員会等 広島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)、広島県警察本部長(以下「警察本部長」という。)及び警察署長をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 電子署名 情報通信技術利用規則第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。</p> <p>(4) 電子証明書 情報通信技術利用規則第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条及び広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年広島県条例第38号。以下「情報通信技術利用条例」という。)の規定に基づき、公安委員会等に係る手續等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 公安委員会等 広島県公安委員会、広島県警察本部長及び警察署長をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。</p> <p>(4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るもの</p>

(5) 略

(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。

2 略

(対象手続等の公表)

第3条 公安委員会は、情報通信技術活用法第6条第1項若しくは第7条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能及び接続した際に公安委員会等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（公安委員会等からプログラムが付与される場合に限る。）を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、申請等に係る事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 第1項に規定する者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

4 前項の場合において、書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

のであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(5) 略

2 略

(対象となる手続等)

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等（次条第9項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分を除く。）とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能及び接続した際に公安委員会等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（公安委員会等からプログラムが付与される場合に限る。）を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項に規定する者は、公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 公安委員会等は、前項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることが

5 第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、次項に規定する措置を講ずる場合は、この限りではない。

(1) 略

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 略

6 前項ただし書に規定する措置は、公安委員会が指定する申請等ごとに、公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会が指定する措置とする。

7 第3項の場合において、公安委員会等は、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、

できる。

5 第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するもののうち、公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証することのできるものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、次項に規定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(1) 略

(2) 略

(3) 前2号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

6 前項ただし書に規定する措置は、次の各号のいずれかとする。

(1) 別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この項において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別ができる文字、番号、記号その他の符号であつて、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この項において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

(2) 別表第3の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置

公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

8 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

7 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

8 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

9 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定による申請等において、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合（前項各号に掲げる場合に限る。）は、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、第1項から第7項までの規定を適用する。

10 前2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合において、当該部分に関する書面等を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第5項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置及び前条第6項に規定する措置とする。

（署名等に代わる措置）

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第5項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、別表第2及び別表第3の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、前条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する場合は、この限

りではない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

(4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

3 第1項の場合において、第4条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、公安委員会又は警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

(処分通知等の手続)

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、前項の場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出

2 前項第2号の届出は、第4条2項に規定する方法によって、公安委員会等に届け出るものとする。

3 情報通信技術利用規則第5条第2項に規定する方法は、第1項第2号及び前項に規定する方式とする。

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は不適当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、公安委員会に係るものは公安委員会が、警察本部長及び警察署長に係るものは警察本部長が別に定める。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、広島県公安委員会に係るものは広島県公安委員会が、広島県警察本部長及び警察署長に係るものは広島県警察本部長が別に定める。

別表第1から別表第3までを削る。

(広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年広島県公安委員会規則

第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第9条関係）

参 加 申 立 書

年 月 日

広島県公安委員会 様

参加申立人

住 所

氏 名

連絡先

〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第1項〕の規定により、次のとおり参加申立てをします。

審査請求の件名 及び審査請求年月日	
審査請求人の 住所（居所） 及び氏名（名称）	
参加申立ての理由	
その他参考事項	

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第18号中「（参加人）の」を「の」に改める。

別記様式第24号中「（参加人）の」を「の」に改め、「4 参考人」の次に「（鑑定を求める者）」を加える。

別記様式第28号中「(参加人)の」を「の」に改める。

別記様式第31号中「なる審理関係人」の次に「の住所(居所)、氏名(名称)等」を加える。

別記様式第38号中

〔3 提出書類等の写しの交付に係る手数料の減免について

(1) 理由

(2) 添付書類

を

〔3 交付の方法等

4 提出書類等の写しの交付に係る手数料の減免について

(1) 理由

(2) 添付書類

に改め、同様式注2中「3」を「4」に改める。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(駐車禁止場所又は時間制限駐車区間における駐車の許可)</p> <p>第6条 略 2~7 略</p> <p><u>8 前項の規定による駐車許可証の交付が広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年広島県条例第38号)</u></p> <p><u>第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示その他の正当な目的のために当該駐車許可</u></p>	<p>(駐車禁止場所又は時間制限駐車区間における駐車の許可)</p> <p>第6条 略 2~7 略</p>

証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

9 第7項の規定による駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他の物に表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

10 略

(安全運転管理者等の届出)

第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、安全運転管理者にあっては別記様式第8号による届出書を、副安全運転管理者にあっては別記様式第9号による届出書を所轄警察署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 略

(1) 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の表側及び裏側の写し又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の表側の写し

(2) 施行規則第9条の9第1項第2号の教習を修了した者にあつては別記様式第10号による教習修了証書（次条において「教習修了証書」という。）の写し、施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の認定を受けた者にあつては別記様式第11号による資格認定書（第10条の4において「資格認定書」という。）の写し

(3) 略

3 自動車の使用者は、安全運転管理者等に係る届出事項（施行規則第9条の12第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事項に限る。）に変更があつたときは、変更があつた日から15日以内に当該変更に係る事項を届け出なければならない。

4 略

(免許条件の解除等)

第16条 法第91条の規定により免許の条件を付された者がその解除又は変更を受けようとするときは、運転免許証（以下「免許証」という。）又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報

8 第1項又は第2項の駐車許可を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、前項の駐車許可証を車両前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

9 略

(安全運転管理者等の届出)

第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、別記様式第8号による届出書を所轄警察署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

2 略

(1) 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の表側及び裏側の写し又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）の表側の写し

(2) 施行規則第9条の9第1項第2号の教習を修了した者にあつては別記様式第10号による教習修了証書（次条において「教習修了証書」という。）の写し、施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の認定を受けた者にあつては別記様式第11号による資格認定書（第10条の4において「資格認定書」という。）の写し

(3) 略

3 自動車の使用者は、安全運転管理者等に係る届出事項（施行規則第9条の12第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事項に限る。）に変更があつたときは、変更があつた日から15日以内に当該変更に係る事項を届け出なければならない。

4 略

(免許条件の解除等)

第16条 法第91条の規定により免許の条件を付された者がその解除又は変更を受けようとするときは、運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カ

記録個人番号カード」という。)（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合は、免許証及び免許情報記録個人番号カードの両方）を提示して、申請書（様式は、施行規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書の様式を準用するものとする。）を運転免許課長又は住所地を管轄する署長を経由して公安委員会に提出し、審査を受けるものとする。

2～5 略

（運転経歴証明書交付申請書等）

第21条の2 略

2 略

3 略

（1）略

（2）運転経歴情報が記録された個人番号カードを亡失し、又は滅失した等の理由により、再度運転経歴情報の記録を受けようとする場合

（3）略

4 略

ドを有する場合は、免許証及び免許情報記録個人番号カードの両方）を提示して、申請書

（様式は、施行規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書の様式を準用するものとする。）を運転免許課長又は住所地を管轄する署長を経由して公安委員会に提出し、審査を受けるものとする。

2～5 略

（運転経歴証明書交付申請書等）

第21条の2 略

2 略

3 略

（1）略

（2）運転経歴情報が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を亡失し、又は滅失した等の理由により、再度運転経歴情報の記録を受けようとする場合

（3）略

4 略

別記様式第8号及び別記様式第9号を次のように改める。

### 様式第8号（第10条の2関係）

(表)

※ 整理番号		安全運転管理者に関する届出書									
年 月 日											
広島県公安委員会様											
安全運転管理者を選任・解任 届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更したので お届けします。											
① 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒 住所 (電話)											
② 選任年月日		年 月 日				⑨ 使 用 の 本 拠		(ふりがな)			
③ 安全運転管理者 氏名		(ふりがな)									
④ 資 格 要 件		生年月日 (年齢)		大昭平年月日(歳)		⑩ 自 動 車 台 数					
		運転の管理経験		3 公安委員会の認定				1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他( )			
		1 使用者 職務上の地位		2 課長以上 4 主任				3 係長 5 その他( )			
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合		免許の種類									
		免許年月日		.. .. ..							
		免許証等番号									
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様		勤務		日勤 隔日 その他( )							
		副安全運転 管理者の有無		あり(名)なし							
⑧ (運転 管理に 関する 経歴)		勤務期間		勤務所名		職務上 の地位		業務内容			
		自	..								
		至	..								
		自	..								
		至	..								
		自	..								
		至	..								
		自	..								
至	..										
備考											
⑫ 前 安全 運 転 管 理 者		解年月日				年 月 日					
		氏名									
		解任由 事		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他( )							

(裏)

記載要領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目は、省略せず必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するもの1つのみを○で囲んでください。
- 4 ⑨使用の本拠の業種別欄で2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるもの1つのみを○で囲んでください。  
また、業種別欄の業種区分は、下の表を参考にしてください。
- 5 ⑩自動車台数欄のうち、二輪車台数については、道路交通法施行規則第9条の8第3項の規定により1台を0.5台として計算することとなっていますが、本届出書では、実台数を記入してください。
- 6 ⑪運転者数欄は、複数の免許の種類を有している運転者については、記載欄の一番左側に該当する免許欄にのみ計上してください。ただし、一種及び二種の両方の免許を有している場合は、二種欄に計上してください。
- 7 安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、⑫前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。

業種別	備考
1 官公署	
2 公社公団等	公庫、官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出、狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖を含む。
6 鉱業	砂、砂利、玉石採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業、設備工事を含む。
8 製造業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業、証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水道業、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	報道業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業、ニュース供給業を含む。
16 その他	

## 様式第9号（第10条の2関係）

※ 整理番号  
(安管一 )

(表)

## 副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

広島県公安委員会様

① 届出者の氏名又は法人の

副安全運転管理者を選任・解任  
届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更 } したので  
お届けします。

名称及び代表者の氏名

〒

住 所

(電話 )

② 選任年月日	年 月 日			⑨ 使 用 の 本 拠	(ふりがな)													
③ 副安全運転管理者 氏名	(ふりがな)				名称及び代表者の氏名													
④ 資 格	生年月日 (年齢)	大昭年月日 平	（歳）		位 置													
要 件	1 運転の管理 経験 1年以上	2 運転の経験 期間 3年以上	3 公安委員 会の認定		安全運転管 理者の方名													
⑤ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ( )			⑩ 乗 用 自 動 車 台 数	貨 物 大 型 自 動 車 台 数	大 型 中 型 中 型	中 型 中 型 中 型	準 通 通 通 通 通	普 通 通 通 通 通	物 大 型 特 殊 特 殊	大 型 特 殊 特 殊	小 型 特 殊 特 殊	大 型 特 殊 特 殊	普 通 通 通 通 通	二 輪 二 輪 二 輪 二 輪	計		
⑥ 副安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類				⑪ 連 転 者 数	免 許 種 別	大 型 一 種	中 型 二 種	準 通 一 種	普 通 二 種	物 大 型 一 種	大 型 二 種	小 型 二 種	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計		
⑦ 副安全運転管理者の勤務の態様	勤 務	日勤 隔日 その他 ( )			⑫ 前 副 安 全 運 転 管 理 者	解 年 月 日	年 月 日											
	他の副安全運転管理者の有無	あり ( 名 ) なし			氏 名													
⑧ 副安全運転管理者の経歴	勤務期間	勤務所名	職務上の地位	業務内容	解 事 由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ( )												
備 考																		

(裏)

記載要領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目は、省略せず必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するもの1つのみを○で囲んでください。
- 4 ⑨使用の本拠の業種別欄で2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるもの1つのみを○で囲んでください。  
また、業種別欄の業種区分は、下の表を参考にしてください。
- 5 ⑩自動車台数欄については、本届出書に係る副安全運転管理者が管理する台数を記入してください。  
また、二輪車台数については、道路交通法施行規則第9条の8第3項の規定により1台を0、5台として計算することとなっていますが、本届出書では、実台数を記入してください。
- 6 ⑪運転者数欄は、本届出書に係る副安全運転管理者が管理する自動車に係る運転者数を記入してください。  
また、複数の免許の種類を有している運転者については、記載欄の一番左側に該当する免許欄にのみ計上してください。ただし、一種及び二種の両方の免許を有している場合は、二種欄に計上してください。
- 7 副安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、⑫前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。

業種別	備考
1 官公署	
2 公社公団等	公庫、官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出、狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖を含む。
6 鉱業	砂、砂利、玉石採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業、設備工事を含む。
8 製造業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業、証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水道業、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	報道業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業、ニュース供給業を含む。
16 その他	

別記様式第13号を次のように改める。

## 様式第13号(第10条の4関係)

## 安全運転管理者等資格認定申請書

年 月 日

広島県公安委員会 様

申 請 者 職 種  
職・氏名

次の者を当 の 安全運転管理者 に選任したので、認定くださるよう  
副安全運転管理者  
申請します。

選任しようとする者	職名 ----- 氏名 年 月 日生																										
選任をしようとする者の経験年数等	1 自動車の運転の管理に関する実務経験年数  2 自動車の運転経験年数  3 その他(安全運転管理者として適当であると認められる理由) 副安全運転管理者																										
自動車台数	乗用 <table border="0"> <tr><td>大型</td><td>台</td></tr> <tr><td>中型</td><td>台</td></tr> <tr><td>準中型</td><td>台</td></tr> <tr><td>普通</td><td>台</td></tr> <tr><td>軽</td><td>台</td></tr> </table> 貨物 <table border="0"> <tr><td>大型</td><td>台</td></tr> <tr><td>中型</td><td>台</td></tr> <tr><td>準中型</td><td>台</td></tr> <tr><td>普通</td><td>台</td></tr> <tr><td>軽</td><td>台</td></tr> <tr><td>大型特殊</td><td>台</td></tr> <tr><td>小型特殊</td><td>台</td></tr> <tr><td>自二</td><td>台</td></tr> </table>	大型	台	中型	台	準中型	台	普通	台	軽	台	大型	台	中型	台	準中型	台	普通	台	軽	台	大型特殊	台	小型特殊	台	自二	台
大型	台																										
中型	台																										
準中型	台																										
普通	台																										
軽	台																										
大型	台																										
中型	台																										
準中型	台																										
普通	台																										
軽	台																										
大型特殊	台																										
小型特殊	台																										
自二	台																										
運転者数	人																										

「男  
別記様式第14号中 女」を削る。

別記様式第17号の5及び別記様式第17号の5の2に注として次のように加える。

注 不要の文字は、消すこと。

別記様式第19号の8を次のように改める。

**様式第19号の8** (第21条の11関係)

手数料欄

年　月　日

広島県公安委員会 様

氏　　名

生年月日

電話番号

**指定自動車教習所職員講習受講申出書**

道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する講習を受けますので、講習手数料を添えて申し出ます。

職員区分	教習指導員	技能検定員	卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する指定自動車教習所の職員
------	-------	-------	--

注 職員区分の欄は、該当する区分を○で囲むこと。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この公安委員会規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施

行する。

(広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この公安委員会規則による改正後の広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

(様式に関する経過措置)

3 この公安委員会規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この公安委員会規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。